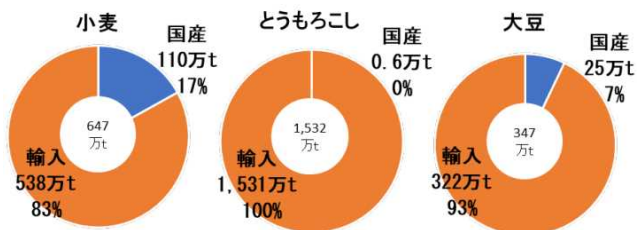


地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案のポイント

我が国の現状

食料供給に関するリスク



(令和3年度・農水省HP「我が国の穀物輸入等をめぐる情勢」)

▶ 食料を輸入に依存しており、戦争、災害、感染症のまん延等により食料の確保ができなくなるおそれがある。

農業就業人口の減少・高齢化

	平成27年		令和2年
基幹的農業従事者	175.7万人	↓	136.3万人
平均年齢	67.1歳	↑	67.8歳

(農水省HP「農業労働力に関する統計」)

▶ 国内で十分な食料の生産を行うことができなくなるおそれがある。

❓ どうやって食料の安定供給を確保していくか

タネ・農薬・肥料を輸入に依存しているのが今までの農業政策

種採りから消費まで地域で行う持続可能なシステムに転換することが必要

地域の気候や文化に合った多様な種苗を保全する

種採り農家や地域の生産者を守る

学校給食等を通じて食料を地域に提供し、地域で消費する

この法案のあらまし

地域在来品種等の種苗の保存及び利用等が農業用植物の品種の多様性の確保・地域における農業の振興を図る上で重要

次のような基本的施策を農業者の意見を反映させて総合的・効果的に推進

種苗の収集及び保存並びに提供等

技術の開発及び普及

人材の育成及び確保

連携の強化(協議会の設置等)

農業者等に対する支援

国民の理解と関心の増進

▶ 農業の持続的かつ健全な発展・農村等の活性化、食料の安定供給の確保・国民の豊かな食生活の実現